平成２８年（フ）第８５６７号
東京都調布市深大寺東町１丁目６―20―202
債務者　小梶　裕子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５６８号
東京都世田谷区駒沢５丁目７―13―108
債務者　正野　　翔
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５７３号
東京都江戸川区西葛西８丁目15―６―716
債務者　伊藤　良一
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５７８号
東京都足立区西新井６丁目29―５―402
債務者　大島　雅之
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２３５号
東京都足立区東伊興２丁目１―18
債務者　新原　正隆
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８２８号
東京都渋谷区代々木４丁目35―４―105
債務者　大月　雪江
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１６５号
東京都北区桐ケ丘１丁目２番Ｅ32―106号
債務者　野嶋真見子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日変更

平成２８年（フ）第５７号
秋田県湯沢市北荒町４番９号
破産者　吉田　　徹
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成29年２月21日午前11時30分と変更する。
平成28年11月25日　秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第６０号
秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字鍋岩98番地
破産者　髙橋　信雄（旧姓小倉）
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成29年２月23日午前11時と変更する。
平成28年11月29日　秋田地方裁判所横手支部

破産手続廃止の取消決定確定等

平成２８年（フ）第４７６５号
東京都台東区松が谷４丁目23―７―603
破産者　原　　明
1　主文　本件破産手続廃止決定を取り消す。
2　決定確定日　平成28年11月29日
3　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月28日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４３号
三重県松阪市小黒田町537番地２
破産者　山田　浩之
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第６６号
三重県名張市桔梗が丘南２番町２街区８番地、前住所三重県伊賀市ゆめが丘五丁目15番地の６
破産者　武藤　　豊
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第３３号
奈良県天理市成願寺町30―１
破産者　有限会社オオツカ
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３号
青森県十和田市稲生町22番38号
破産者　有限会社今泉マイクロコンピュータ
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第９３７号
東京都八王子市左入町957番地12
破産者　竹島美由紀（旧姓神田・佐野）
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８５号
東京都東久留米市前沢３丁目10番29号高橋ビル401号
破産者　藤ノ木芳人
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９１号
兵庫県尼崎市塚口町２丁目10番12号
破産者　株式会社アサヒ技研
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３号
兵庫県宍粟市波賀町齋木1402番地
破産者　株式会社椴木建設
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所龍野支部